

平成30年度 債権放棄一覧

「横浜市の私債権の管理に関する条例」に基づき、30年度中に放棄を行った債権は次の一覧のとおりです。

会計	債権名	金額(円)	件数	款	項	目	節	適用号	所管部署	
一般	市立保育所延長保育負担金	1,040,080	45	16	1	2	2	第3号	こども青少年局 保育・教育運営課	
	学校給食費負担金	33,139,986	1,376	16	1	9	2	第3号	教育委員会 健康教育課	
	市営住宅使用料	641,000	2	17	1	8	2	1	第1号	建築局 市営住宅課
		93,200	2					第3号		
		2,603,600	6					第1号		
		420,600	6					第2号		
		20,831,521	61					第3号		
		5,041,956	3					第4号		
	施設使用料	516,800	24	17	1	8	3	第3号		
	一般廃棄物処理手数料	50,934	1	17	2	7	1	第5号	資源循環局 総務課	
	土地貸付料	525,186	10	20	1	1	1	第3号	財政局管財課	
	世帯更生資金貸付金	6,990,550	6	24	3	2	1	第3号	市民局人権課	
	違約金	15,200	8	24	5	1	7	第3号	財政局管財課	
	資源化物売払収入	1,937,076	1	24	5	7	2	第5号	資源循環局 業務課	
	舗装補修工事余剰金に 対する利息	62,361	1	24	5	10	11	第5号	道路局維持課 (青葉土木事務所)	
臨時運行許可番号標未返却者等へ の実費弁償請求代金	7,216	4	24	5	15	3	第5号	市民局 区連絡調整課		
市営住宅返還費	3,235,740	18	24	5	14	3	第3号	建築局 市営住宅課		
契約解除に伴う前払い金返還利息 及び違約金利息	27,215	1	24	5	14	3	第5号	環境創造局 地籍調査課		
臨時福祉給付金返還金	303,000	29	24	5	14	3	第5号	健康福祉局 総務課		

会計	債権名	金額(円)	件数	款	項	目	節	適用号	所管部署
国民健康保険事業費会計	一般被保険者等第三者納付金	144,879	8	9	2	1	4	第3号	健康福祉局 保険年金課
介護保険事業費会計	後見開始の審判請求に要した費用	4,128	1	1	3	3	-	第5号	港南区 高齢・障害支援課
	在宅重度要介護者家庭援護金の返還金	70,000	1	9	2	1	6	第3号	健康福祉局 高齢在宅支援課
中央卸売市場費会計	南部収入	520,280	2	6	1	1	2	第3号	経済局 南部市場活用課
母子父子寡婦福祉資金会計	母子父子寡婦福祉資金貸付金	9,205,048	16	1	1	1	6	第3号	子ども青少年局 子ども家庭課
							10		
							11		
							2 10		
下水道事業会計	水洗便所設備資金貸付金	524,700	3	1	6	2	-	第3号	環境創造局 管路保全課
水道事業会計	水道料金	53,593,818	20,297	1	1	1	-	第3号	水道局 サービス推進課
	水道管毀損に伴う修繕代金	2,008,688	39	1	1	2	-	第3号	水道局 給水維持課
	ペットボトル水販売代金	157,146	1	1	1	3	-	第2号	水道局 公民連携推進課
病院事業会計	市民病院入院収益、外来収益及び 室料差額収益	12,731,819	416	1	1	1	1	第3号	医療局病院経営本部 病院経営課
							2		
							4		
	脳卒中・神経脊椎センター入院収益、 外来収益及び室料差額収益	3,267,550	74	2	1	1	第3号		
2									
合計		159,711,277	22,462						

#### 〈参考〉 横浜市私債権の管理に関する条例（抜粋）

第7条 市長等は、市の私債権(その額が5,000,000円以下のものに限る。)について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該市の私債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者又はこれに準ずると認められる者であり、資力の回復が困難で当該市の私債権について履行される見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該市の私債権につきその責任を免れたとき。
- (3) 当該市の私債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。)
- (4) 当該市の私債権について令第171条の2の規定による強制執行の手続をとっても、なお完全に履行されず、かつ、当該強制執行の手続が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと認められるとき。
- (5) 当該市の私債権について令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用並びに当該市の私債権に優先して市及びその他の者が弁済を受ける債権の金額の合計を超えないと見込まれるとき。